

## 第6章 推進体制・進捗管理

### 1 推進体制

本計画で掲げた温室効果ガス排出量の削減目標を達成するには、市を始め市民、事業所等の各主体がそれぞれの役割を理解し、自主的に温室効果ガスの削減に取り組むことが不可欠です。また、効果的な成果をあげるには地域全体の取り組みが重要です。

このため、次に示すような各主体、組織の体制づくりを行い、本計画の推進を図ります。

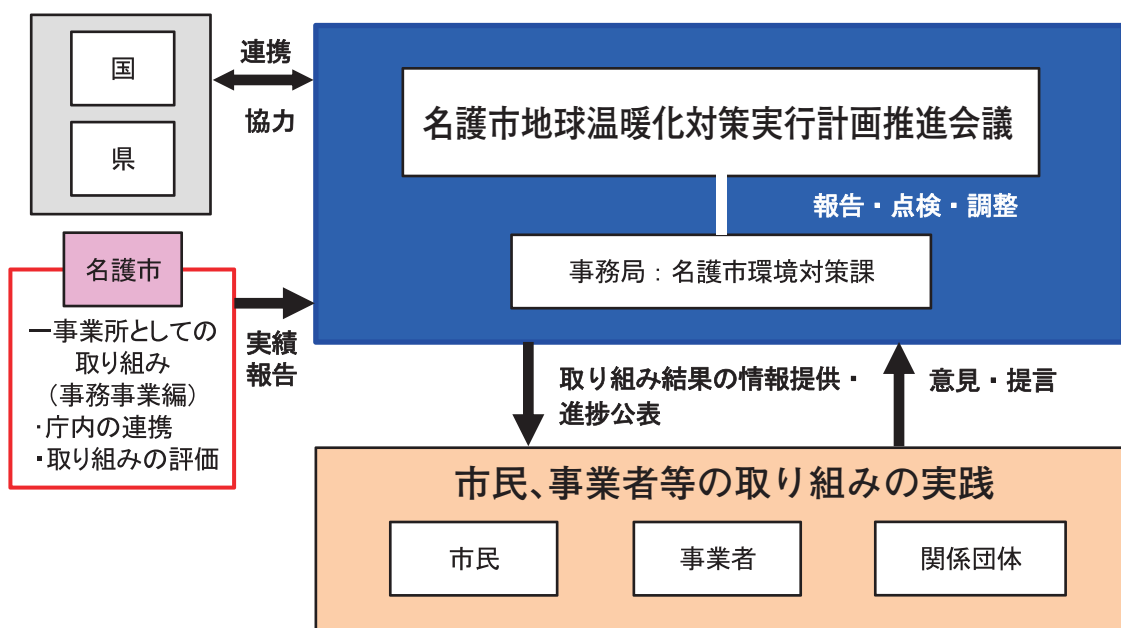


図 6-1 推進体制

### 2 進行管理

#### (1) PDCAサイクルによる管理

本計画の進行管理は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）のサイクルに基づき実施します。

「進捗管理指標」のデータを毎年度把握・評価し、的確かつ具体的な対応を図っていきます。

#### (2) 進捗状況の点検・評価

温対法第 21 条の 10 項に基づき、温室効果ガス排出状況や本計画に基づく取り組み・施策の実践状況を毎年 1 回公表する中で、点検・評価を実施します。

#### (3) 本計画の見直し

上位計画、環境に関する国内外の動向や社会経済情勢の変化、技術革新などの状況等に対応するために、見直し予定年度は 2021（平成 33）年度とします。なお、本計画の見直しに当たっては、取り組み方法や事業の見直し内容について協議・調整するため、推進会議に策定委員会、策定部会を置くこととします。

### 3 進捗管理手法

本計画の進捗を管理するため、対策・施策ごとに進捗管理指標を設定します。また、対策・施策の見直しに合わせて、適宜進捗管理指標も見直します。

表 6-1 進捗管理指標

部門	対策・施策	指標
産業	省エネルギー機器・設備の導入の推進	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金導入件数（件）
	自主行動計画等の着実な実施	エネルギー使用状況届出書の確認（件）
運輸	クリーンエネルギー自動車の普及促進	ハイブリッド自動車保有台数（台）
		電気自動車保有台数（台）
民生家庭	太陽光発電設備の導入	導入件数（件）
	住宅機器の省エネルギー化	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム補助金利用件数（件）
民生業務	太陽光発電設備の導入	導入件数（件）
	省エネルギー型・低炭素ビルの普及	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金導入件数（件）
廃棄物	廃棄物の発生抑制と再使用の推進	ごみ焼却量（t）